

令和6年9月1日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

倒産防止共済の中途解約後の再契約は2年間制限 税制改正 R6.10.1～

1. 中小企業倒産防止共済について

- ① 共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。
- ② 取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、借入れることができます。
- ③ 掛金月額額は5,000円から20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できます。
- ④ 共済契約を解約した場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

2. 中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について（経済産業省 中小企業庁より）

- ① 加入・在籍状況：平成23年10月に掛金限度額を増額（320万円から800万円）して以降、共済貸付金の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が急増している。
- ② 任意解約による脱退状況：解約手当金の支給率が100%となる、加入後3年目、4年目に解約が大きくなるが、近年その傾向が特に顕著に。直近では約33%が3年目、4年目に解約する状況。解約してすぐに再加入する行動変容が発生しており、加入・脱退の増加の一因に。
- ③ 短期間で繰り返される脱退・再加入：加入者全体のうち再加入者は約16%。再加入者のうち2年未満に再加入する者は8割を占める。脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない。

3. 令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。（注）上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

上記のとおり、令和6年10月1日以後改正になりますので気を付けましょう。